

< 令和5年度町県民税の特別徴収義務者(事業者)の皆様へ >

1 同封書類について

(1) 給与所得に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定(変更)通知書(特別徴収義務者用)
(以下、決定通知もしくは変更通知と記載しております)

→「従業員の給与から特別徴収(天引き)する税額」と「事業所が納入する税額」を確認し、各月の納入期限までに納入するよう、お願いいたします。

また、eLTAX により給与支払報告書を提出した際に「税額通知受取方法」を「電子データ(正本)」または「書面(正本)+電子データ(副本)」としている場合は、設定された「通知先 e-mail」に送信しておりますので、受信内容を確認するようお願いいたします。なお、「電子データ(正本)」としている場合についても、書面の決定通知を同封しております(変更通知については、いずれの税額通知受取方法にかかわらず、書面(正本)により通知いたしますので、予めご了承ください)。

※決定通知は、令和5年4月 14 日(金)までに大槌町役場へ提出された課税資料及び特別徴収に係る各種異動届出書の内容を基に作成しております。以降に提出されたものは、6月 12 日(月)以降順次、反映した変更通知にて通知いたします。

(2) 給与所得に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定(変更)通知書(納税義務者用)

→特別徴収対象の従業員が複数人いる場合は税額通知書が連なっておりますので、ミシン目に沿って切り取り、内容は個人情報のため圧着部分を開封することなく、必ず従業員にお渡しください。

(3) 納入書

→原則、再発行は対応いたしかねますので大切に保管してください。税額に変更があった際は、印字されている税額を二重線で抹消(訂正印不要)し、合計額の欄に変更後の税額を記入したうえで納入してください。

また、事前の届出等により納入書を不要としている場合は、納入書を同封しておりません。

(4) 特別徴収のしおり

→「町県民税の概要」・「特別徴収事務に関すること」・「特別徴収に係る各種異動届出書」についての内容が含まれていますので、必ずご確認ください。

2 納税義務者(従業員)の確認のお願い

上記1(1)に記載されている従業員が、令和5年6月から特別徴収できるかご確認ください。下記に該当する方は、特別徴収に係る各種異動届出をお早めに提出するよう、お願いいたします。

●特別徴収としたい従業員(新規雇用・従業員からの特別徴収希望等)がいる場合

→「特別徴収切替依頼書」をお早めにご提出ください。特別徴収の開始月については、特別徴収義務者(事業所)の希望に沿って切り替え、場合によっては変更通知を通知する前に税額をお伝えします。

なお、普通徴収(個人で納付する方法)の納期限を過ぎた期別の税額や、普通徴収にて納付済の税額は特別徴収に切り替えることはできませんので、ご注意ください。

●特別徴収できなくなった従業員(退職・休職・給与支払不定期等)がいる場合

→「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」(以下、異動届と記載しております)をお早めにご提出ください(記入方法は「特別徴収のしおり」をご参照ください)。なお、異動届は年税額が0円の場合であっても、必ず提出をお願いいたします。

●特別徴収する事業所が変更となる従業員(転勤や再就職先がある等)がいる場合

→異動届をお早めにご提出ください。新しい勤務先へ特別徴収事務を引き継ぐことが可能な場合は、異動の事由を「転勤」とし、「特別徴収継続」についてご記入ください。また、徴収開始月・月割税額を新しい勤務先へ連絡のうえ、大槌町役場へ提出をお願いいたします。

なお、新しい勤務先が不明である場合は、「退職」と同様の届出を大槌町役場へご提出ください。

3 納入について

(1)納入期限

<令和5年度 町県民税の特別徴収>

期別	納入期限	期別	納入期限
令和5年6月	令和5年7月 10日(月)	12月	令和6年1月 10日(水)
7月	8月 10日(木)	令和6年1月	2月 13日(火)
8月	9月 11日(月)	2月	3月 11日(月)
9月	10月 10日(火)	3月	4月 10日(水)
10月	11月 10日(金)	4月	5月 10日(金)
11月	12月 11日(月)	5月	6月 10日(月)

(2)納入する場所

→同封書類「特別徴収のしおり」の裏面に記載されている大槌町指定(代理)金融機関にて、納入期限までに納入ください。

(3)納入期限までに納入しなかった場合

→納入期限から20日以内に督促状を送付いたします。

4 特別徴収に関する Q&A

Q1. 退職等により特別徴収していない従業員が決定通知に記載されているのですが、なぜですか？

A1. 異動届を提出していないか、4月14日(金)以降に異動届を提出しているためです。

→異動届の提出がない場合、特別徴収のままとなってしまいます。また、給与支払報告書の提出時に特別徴収として指定後、退職等された場合についても異動届の提出が必要となります。

なお、決定通知の発送事務の関係から4月14日(金)時点の内容で作成しておりますので、以降に提出されたものは、6月12日(月)以降順次、反映した変更通知にて通知いたします。

Q2. 従業員が他市町村から大槌町へ引っ越しました。特別徴収事務において何か手続きは必要ですか？

A2. 不要です。ただし、令和6年度の給与支払報告書を提出する際は提出すべき市町村の確認をお願いいたします。

→住民税(町県民税)は1月1日時点の住所で課税されます。仮に特別徴収している従業員が令和5年1月1日以降に大槌町へ引っ越した際は、令和5年度の住民税は引っ越し前の市町村に納入することとなります。また、令和6年1月1日時点で大槌町に住所があった場合は、大槌町に令和6年度の給与支払報告書をご提出ください。その後も特別徴収としている場合は、大槌町から決定通知が通知されます。

Q3. 特別徴収に係る各種異動届出書の提出時には押印は必要ですか？

A3. 令和3年4月1日以降、押印は不要です。

→ただし、法人番号(個人事業主の場合は個人番号)を記載するようお願いいたします。

Q4. 特別徴収に係る各種異動届出書を紛失してしまったのですが、再発行できますか？

A4. 【大槌町行政サイト】申請書ダウンロード → 「税関連」にて以下がダウンロードできます。

(1)特別徴収のしおり(一部抜粋版)

(2)給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書(記入例もごさいます)

(3)特別徴収切替依頼書

(4)特別徴収義務者所在地・名称変更届出書

(5)特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

(6)特別徴収税額の納期の特例に関する届出書

【お問い合わせ】大槌町役場 税務会計課(電話番号:0193-42-8711)

○税額・届出に関すること…課税班

○納付に関すること…収納班